

東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト
設計・施工一括発注公募型プロポーザル

質問及び回答

No.	資料名及び項目名等	質問内容	回答
1	実施要領 第2章 事業に関する件 5 契約の変更 (1) 契約金額の変更について	「契約金額の変更は原則として行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合は云々」とありますが基本設計、実施設計で約2年ありますが工事着工時等でのスライド条項の適用はありますでしょうか？また、工期についても長期となる為、工事着工以降もスライド条項の適用はありますでしょうか？	本契約において、約款にスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）を盛り込むものとします。契約期間内においては、発注者と受注者とが協議できるものとします。
2	実施要領 第3章 (2) ア～エ 共同企業体構成員の要件について	共同企業体は設計者、施工者、工事監理者からなるとありますが異業種JVと考えて宜しいでしょうか？その場合乙型JVと考えて宜しいでしょうか？又出資比率については施工者間のみと考えて宜しいでしょうか？	異業種による共同企業体を想定しています。また、構成員がそれぞれ設計業務、工事監理業務、施工業務等を分担することを想定しています。 なお、出資比率については、施工者間のみとします。なお、設計者間、工事監理者間の場合も同様とします。
3	実施要領 第3章 (5) (エ) 施工者の要件について	「建築一式工事の監理技術者証を有する者を当該施工業務に専任で配置することができる者であること」とありますが複数の選定もしくは途中での変更は可能でしょうか？	専任で配置される者が複数人いることについては、特段問題ありません。また、専任の配置者を変更することは可能です。
4	実施要領 第2章 事業に対する条件 3 設計及び施工に関する条件 (2) 完成期限	「受注者は、新校の新校舎を完成（各種検査含む）させ、令和10年6月30日までに東大和市に新校舎を引渡すものとする。」とありますが工期の算定については4週8休、もしくは4週8閉所にて考慮されていますでしょうか？	具体的な休日指定はしていませんが、市として週休二日を推進しているため、工期算定については発注者と受注者の協議のうえ決定するものとします。

No.	資料名及び項目名等	質問内容	回答
5	実施要領 第2章 事業に対する条件 5 契約の変更 (1) 契約金額の変更	「契約金額の変更は、原則行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合は、設計後の図面、数量により変更するものとする。その際のリスク分担については別記のリスク分担表のとおりとし、発注者側のリスクについては変更の対象とする。なお、リスク分担で不明瞭な事項が発生した場合は、東大和市と受注者が協議の上対応するものとする。」とありますが、現時点で発生が想定されるものとして①地中障害②アスベスト③PCB④土壌汚染等がありますがお考えをお聞かせください。	ご質問のようないリスクが発生した場合には、実施要領に記載のとおり、当市と受注者が協議のうえ対応を決定します。

※質問内容は、原文のまま掲載しています。